

地域再生計画認定申請マニュアル

（ 総 論 ）

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

令和 8 年 8 月 4 日一部改正

内閣府 地方創生推進事務局

目次

第 1 章 地域再生計画の認定制度

1－1	認定制度の概要	1
1－2	認定制度のポイント	1
1－3	構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係	12
1－4	章末書式	13

第 2 章 認定基準等の解説

2－1	地域再生計画の認定基準について	15
2－2	関係行政機関の長による同意について	18

第 3 章 認定申請手続等について

3－1	認定申請に必要な書類	19
3－2	認定申請書類の作成要領	21
3－3	認定を受けた地域再生計画の公表について	30

第 4 章 地域再生協議会について

4－1	地域再生協議会の設置について	31
4－2	地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について	31
4－3	地域再生協議会の役割・効果	32
4－4	地域再生協議会の構成員について	32
4－5	その他	35

第 5 章 地域再生推進法人について

5－1	地域再生推進法人の指定について	36
5－2	地域再生推進法人の業務について	36
5－3	地域再生推進法人の範囲について	37

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1	趣旨について	38
6-2	提案の効果について	38
6-3	新たな措置の提案に関する手続について	38

付録

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1 認定制度の概要

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体（広域連合、一部事務組合及び港務局を含む。以下同じ。）が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）等に基づき行われることとなります。

1-2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行います。また、当該地域再生計画に支援措置（法に基づく特別の措置及び地域再生基本方針 4の6）①イに規定する地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）をいう。以下同じ。）を活用して行う事業が記載されている場合には、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

1) 地域再生計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。（◇は、必要に応じて実施）

- ① 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握
- ② ◇地域再生協議会の設置（第4章参照）
- ③ ◇地域再生推進法人の指定（第5章参照）
- ④ 地域再生計画の作成・認定申請
- ⑤ 地域再生計画の認定
- ⑥ ◇交付金等の申請
 - ・（◇地域未来交付金（地域未来推進型））
 - ・（◇地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））
 - ・（◇特定金融機関の指定申請）
 - ・（◇地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、地域来訪者等利便増進活動計画、商店街活性化促進事業計画、地域再生土地利用計画、生涯活躍のまち

形成事業計画、地域住宅団地再生事業計画又は地域農林水産業振興施設整備計画の作成、認定等)

⑦ ◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

2) 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間団体、民間事業者を通じて、地域のニーズを十分把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するように努めることが望まれます。

3) 地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書等に、規則等に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要です。また、地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することの提案をすることができます。

この場合においては、当該提案をする者は、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります。

なお、地域再生計画に記載する事項は、法第5条第2項から第4項までに列挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

① 地域再生計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体が単独で又は共同して行うことができます。

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、地域再生計画の作成主体である地方公共団体の区域にこだわることなく、地域再生計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支えありません。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

また、都道府県が地域再生計画を作成する場合には、対象となる区域に含まれる市町村と、その内容について合意形成を図る等、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

支援措置を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、地域再生計画全体として法第5条第15項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

※ 支援措置のうち、法に基づくものは、次のとおりです。

- a) まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））

法第13条第1項により、地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の事業のうち、先導的なものに対して交付します。

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく地方創生事業全般】（道、污水处理施設、港の整備事業を除く。）

- i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ii) 移住及び定住の促進に資する事業
- iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図

るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく道、污水处理施設、港の整備事業】

- i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- iii) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設、及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第5条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

- b) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

- c) 地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関（当該認定地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員である者に限る。）が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。

- d) 特定地域再生支援利子補給金

概要はc) 地域再生支援利子補給金と同様ですが、対象事業が地域における特定の政策課題の解決に資する事業（法第5条第4項第4号イ）である点、指定を受ける金融機関が地域再生協議会の構成員である必要はない点が異なります。

【対象事業例】

○福祉・生活支援サービス拠点等の整備（次の三）

○風力・太陽光発電整備、居住施設・オフィスビル等への環境配慮型システムの導入（次の四）

【参考：法第5条第4項第4号イに規定する事業（規則第6条）】

- 一 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- 二 地域住民の健康の保持増進に資する事業
- 三 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
- 四 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 五 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- 六 その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

e) 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域再生拠点の形成を図るために行う事業であって、集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の規則で定めるものとする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用します。

f) 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとします。

g) 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

認定を受けた都道府県知事は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができます。

また、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者は、資金の借入れ等に係る債務保証や融資、課税の特例措置を受けることができます。

加えて、地方公共団体が地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収額の一部について普通交付税により補填することができます。

h) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

認定を受けた市町村の長は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができます。

また、法第17条の8により、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、法第17条の9により、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

法第17条の10により、認定を受けた市町村があらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合において、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、当該占用が技術的基準に適合する限り、公園管理者は、その占用の許可をするものとします。

i) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものが記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て商店街活性化促進事業計画を作成したときには、商店街振興組合について、商店街振興組合法に基づく設立要件の緩和、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が認められます。また、認定を受けた市町村は、当該計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、当該建築物又は土地の当該計画に即した利活用を要請、勧告することができます。

j) 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

集落生活圏において地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域再生土地利用計画に基づく誘導施設の整備に係る農地法に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外及び都市計画法に基づく開発許可に関する特例を受けることができます。また、誘導施設の整備についての届出・勧告・あっせんによる誘導施設の立地誘導を行うことができます。

k) 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

地域再生計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができます。

l) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

中高年齢者が希望に応じて移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときには、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。

m) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

居住者の高齢化や地域コミュニティの活力低下等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図る地域住宅団地再生事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議や関係行政庁等の同意を得る手続（同意が必要な場合に限る。）を経て、地域住宅団地再生事業計画を作成し公表したときは、多様な建物用途の導入や地域交

通の利便性向上、介護サービス等の充実に係る各種行政手続のワンストップ化を可能にする特例やワンストップ化にとどまらない実質的な特例である高さ制限の緩和や容積率緩和に関する建築基準法の特例等を受けることができます。

n) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、地域再生協議会における協議を経て、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときには、農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等について都市計画法等による処分の配慮が受けられます。

o) 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

地域農林水産業振興施設を整備する事業が記載された地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域農林水産業振興施設整備計画に基づく施設整備に係る農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する特例を受けることができます。

p) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

民間資金等活用公共施設等整備事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた地方公共団体は、低未利用の公的不動産の有効活用に係るPPP/PFI事業（公共施設等の整備等を伴うものに限る。）について、株式会社民間資金等活用事業推進機構に依頼し、専門家の派遣や助言等を受けることができます。

q) 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第15号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものとみなされます。

r) 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第16号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画

の認定があったものとみなされます。

s) 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第5条第4項第17号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画について同意があったものとみなされます。

t) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

法に基づく特別の措置に関する手続等の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各特別の措置に係るガイドライン等を参照願います。

4) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第15項から第18項まで及び第6条並びに地域再生基本方針 4によりますが、ポイントは以下のとおりです。

① 地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。

なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。

② 地域再生計画を認定した場合には、申請者に対して認定した旨が電磁的方法等により通知されますが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しなかったときにおいては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知されます。

- ③ まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））に係る支援措置を含む地域再生計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該地域再生計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることは必ずしもならないことに留意が必要です。
- ④ 各種支援措置に関する手続については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、活用する支援措置のガイドライン等を参照願います。

5）地域再生計画の変更

① 変更認定申請

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、新規に地域再生計画を作成する場合と同様に、内閣総理大臣の認定が必要となります。変更認定申請の手続等は、新規に地域再生計画を作成し、認定申請する場合と同様です。

なお、添付書類にのみ変更がある場合については、変更認定申請又は軽微な変更の報告の必要はありません。

② 軽微な変更

認定を要しない軽微な変更は、次の内容を規則第11条で定めています。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

その他については、地域再生計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので事前に御相談ください。

軽微な変更を行う場合、地方公共団体は、変更の内容、変更の内容を適用する日について、章末書式 1－1 により地域再生計画の認定事務を行う内閣府地方創生推進事務局宛てに、原則として内閣府地方創生推進事務局が別に通知する期間に（合併等による地域再生計画の範囲の変更の場合は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに）報告をしていただくようお願いします。

③ 市町村合併が行われる場合

市町村合併が行われる場合であって、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しないとき（単に他の市町村を編入する場合）は変更認定の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅するとき（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更認定の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

a) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更認定の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第 7 条に基づく変更認定申請手続を行います。

<手続>

- ・ 地方自治法第 7 条第 7 項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の 3 か月前から合併予定日までの間で速やかに、地域再生計画の変更の認定申請書（規則別記様式第 2）を提出してください。

なお、変更認定に係る地域再生計画の作成方法等について不明な点がある場合はお早めに相談願います。

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。
- ・ 地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて地域再生計画の変更の認定申請

書を提出してください。

ｂ）認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手續は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があったときは、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。

なお、地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等の場合は、変更認定の申請を行う必要があります。

＜地域再生計画の取扱い＞

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手續を要しないものとして取り扱います。

＜手續＞

- ・ 合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、規則第11条の「軽微な変更」に該当しますので、変更認定の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、②に定める方法により、内閣府地方創生推進事務局に報告をしていただくようお願いします。
- ・ 合併に伴い、編入する他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する等、実質的な地域再生計画の範囲を変更する場合には、法第7条に基づく変更認定申請手續が必要ですので、同条に基づく変更認定の申請を①のとおり行ってください。

1－3 構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

地域再生計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。

このため、地域再生計画の認定申請と同時に構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の提出を行うことができる仕組み（提出手續のワンストップ化）並びに地域再生計画の認定をもって構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定等の効果を同時に発生させる仕組み（認定手續のワンストップ化）を設けています。

1－4 章末書式

章末書式 1－1 軽微な変更に係る報告書	14
----------------------	----

(章末書式 1－1 軽微な変更に係る報告書)

軽微な変更に係る報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地域再生計画に係る地方公共団体の長の氏名

年 月 日付で認定を受けた下記 1 に掲げる地域再生計画について、下記のとおり地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第11条に規定する軽微な変更を行ったため、次のとおり報告いたします。

記

1 地域再生計画の名称

2 軽微な変更の適用日

年 月 日

(年 月 日適用)

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1) 1号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第5条第15項第1号に基づく基準は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 地域再生基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
- ② 地域再生基本方針のうち「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」に定められた事項に則っていること

の2つに分けられます。

① 「1 地域再生の意義及び目標」について

地域再生基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

地域再生基本方針では「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。

判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- (1) 地域再生基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かした計画であること。
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

② 「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」について

地域再生基本方針で定められている「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」に定められた事項に則していることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 法令等を遵守しているものであること。
- (2) 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること。

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定してください。

＜参考＞地域再生基本方針 1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2) 2号基準（当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。）

地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断します。

また、特定地域再生事業を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断します。

3) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。）

地域再生計画の認定を受けた後、地域再生計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域再生が図られることを担保するため、事業の主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、地域再生基本方針で定められているとおり、地域再生を図るために行う事業について、

- (1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
- (2) 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断します。

(1) の「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。

なお、いずれの場合であっても原則として１年以内に主体が特定されることが求められます。

ア 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

イ 地域再生計画認定申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況

ウ 入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

(2) の「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や地域再生計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、地域再生計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかな場合は、スケジュールが不明確なものとして扱うことになります。

２－２ 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、支援措置の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要な書類等は、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）にて詳述します。

第3章 認定申請手続等について

3-1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第1条等で定めており、具体的には次のとおりです。

- ・ 地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）
- ・ 地域再生計画
- ・ 区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ）
- ・ 工程表
- ・ その他必要資料

個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

1）地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）

最新の規則別記様式第1（変更認定申請の場合は規則別記様式第2）を使用してください。

2）地域再生計画

本マニュアル、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を熟読の上、作成してください。

変更認定申請の場合は、変更前・変更後の地域再生計画両方を御提出ください。

3）区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ）

地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合に、その範囲を明らかにするために必要な見取図を添付書類として求めるものです。本マニュアル付録1の「区域の付近見取図」を参考にしてください。

なお、地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の記載により具体的に特定することが可能な場合は添付の必要はありません。

a) 区域の付近見取図の添付が不要な場合

- ・ ○○県○○市の全域
- ・ ○○県○○市の区域の一部（○○町）※
※ 行政区画として特定できる区域に限る。

b) 区域の付近見取図の添付が必要な場合

- ・ ○○県○○市の区域の一部（○○地区）※
※ 行施区画として特定できない区域に限る。

4) 工程表

3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。本マニュアル付録2の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業（関連事業を含む。）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、地域再生計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。

5) 地域再生協議会における協議の概要

法第12条第1項に基づき地域再生協議会を組織し、法第5条第8項に掲げる協議を行った場合は、当該協議の概要を添付書類として提出する必要があります（様式は任意です。）。なお、既に認定された地域再生計画を変更するときも同様です。

6) その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要となる資料が異なりますので、規則第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

なお、法第5条第9項・第10項に基づき、

- ・ 特定地域再生事業を実施する者の意見を聞いた場合にあっては、当該意見の概要
- ・ 構造改革特別区域法第2条第2項に規定する特定事業が記載された地域再生計画の申請をする場合にあっては、同法第4条第7項に規定する意見の概要

の添付が必要です。

3－2 認定申請書類の作成要領

認定申請に必要な書類は、A 4 縦の用紙に横書き（工程表は A 4 横の用紙に横書き）を基本とし、12ポイント程度の見やすいフォント（MS 明朝又は MS ゴシック）を使用してください。

1）地域再生計画認定申請書等

① 地域再生計画認定申請書

- ・ 地域再生計画の認定申請に当たっては、最新の規則別記様式第 1 を使用してください。
- ・ 複数の地方公共団体が共同申請する場合は、連名で一つの申請書としてまとめたものを、代表団体が御提出ください。

② 地域再生計画の変更の認定申請

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、最新の規則別記様式第 2 を使用してください。
- ・ 複数の地方公共団体が共同申請する場合は、連名で一つの申請書としてまとめたものを、代表団体が御提出ください。

2）地域再生計画（計画の本体）

- ・ 地域再生計画の記載に当たっては、認定申請事務連絡付録のポイント集及び申請様式を使用してください。
- ・ 計画書にはページ番号（計画書の下部）を必ず付してください。
- ・ 地域再生計画の区域や目標等が共通する場合には、複数の支援措置を同一の計画書に記載することも可能です。
- ・ 変更認定申請の場合は、変更前・変更後の地域再生計画両方を御提出ください。

3）備考

- ・ 認定申請に必要な書類において氏名を記載する必要がある場合は旧氏を使用することも可能です。

【重要】地域再生計画の記載に当たってのポイントは次のとおりです。

(1) 「1 地域再生計画の名称」について

認定申請する地域再生計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。また、認定申請する地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称は避けてください。

なお、記号・環境依存文字が使用されている場合は、変更を要請することがありますので、御了承ください。

また、地域再生計画の名称が2行に及ぶ場合については、改行を行わず記載してください。

(2) 「2 地域再生計画の作成主体の名称」について

地域再生計画を作成し、認定申請を行う地方公共団体の名称を記載してください（政令指定都市又は都道府県と同名の市は市名から記載し、それ以外の場合は、都道府県名から必ず記載してください。）。複数の地方公共団体が共同申請する場合には、連名で記載してください（記載順序は全国地方公共団体コード順とする。）。

記載例

- ・ 政令指定都市・都道府県と同名の市の場合：〇〇市
- ・ 上記以外の市の場合：〇〇県〇〇市
- ・ 町村の場合：〇〇県〇〇郡〇〇町（村）
- ・ 東京23区の場合：東京都〇〇区

(3) 「3 地域再生計画の区域」について

認定申請する地域再生計画の区域を記載してください。区域は、実際に事業を行う区域のみでなく、地域再生計画による取組の効果が波及する区域を設定してください。記載方法については、地域再生計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で誤解が生じないように定めてください（例：「〇〇市の全域」、「〇〇県〇〇郡〇〇町の区域の一部（△△地区）」等）。

(4) 「4 地域再生計画の目標」について

地域再生基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）と地域再生計画の内容の整合性を勘案し、地域再生計画に記載された取組を通じて達成すべ

き目標を簡潔かつ端的に、次の【目標の設定に当たっての留意事項】を参考に、表を用いて記載してください。

その際、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。また、目標については、明確な見通しのものと、関係者とも事前に十分な調整を行った上で策定するよう努めてください。

加えて、構造改革特別区域計画等の他の計画を併せて認定申請しようとする場合は、それらの計画において実施される取組を含めた総論としての目標が記載されるようにしてください。

【目標の設定に当たっての留意事項】

一般的に、目標の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）なアウトカム指標を設定することが望ましいとされています。地域再生計画の目標の記載に当たっても、以下に記載するように、これに留意して設定するよう努めてください。

① 明確かつ具体的であること（Specific）

地域再生計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること（Measurable）

原則として定量的な指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間中や計画期間終了時等に、地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるようにしてください。

③ 達成可能であること（Achievable）

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること（Relevant）

地域再生基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標と地域再生計画による具体的な取組との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること（Time-bound）

各目標について、いつまでに実現するのかを明確に記載してください。

具体的な目標の設定に当たっては、次の設定事例を参考にしてください。

① 「就業機会の創出」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア A事業による雇用創出数

: 2025年度 0人→2028年度141人(累計)

事業の名称	A事業	基準年月
K P I	雇用創出数	
申請時	0人	2026年 3 月
2026年度	19人	2027年 3 月
2027年度	46人	2028年 3 月
2028年度	76人	2029年 3 月

※目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指すA事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

イ B事業によるサテライトオフィス利用の進出企業数

: 2025年度 0社→2028年度 4社(累計)

事業の名称	B事業	基準年月
K P I	サテライトオフィス利用の進出企業数	
申請時	0社	2026年 3 月
2026年度	0社	2027年 3 月
2027年度	1社	2028年 3 月
2028年度	3社	2029年 3 月

※目標設定の考え方

空き物件、遊休施設等をサテライトオフィスとして整備する事業を実施するに当たり、同事業による進出企業数を目標とするもの。毎年度、サテライトオフィス利用申請企業の登記状況を調査するとともに、外部有識者による評価を行う。

② 「経済基盤の強化」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア C事業によるD町農業所得の増加

: 2025年度 0 千円→2030年度 5,500 千円

事業の名称	C事業	基準年月
K P I	D町農業所得 (果実類・芋類・野菜類)	
申請時	0 千円	2026年 3 月
2026年度	4,500 千円	2027年 3 月
2027年度	4,750 千円	2028年 3 月
2028年度	5,000 千円	2029年 3 月
2029年度	5,250 千円	2030年 3 月
2030年度	5,500 千円	2031年 3 月

※目標設定の考え方

公共下水道と浄化槽の整備により水質改善を図り、きれいな水による新鮮で安全な野菜の生産を目指す取組の実施に当たり、対象地域の農産物に係る農業所得の増加を目標とするもの。国の統計調査（生産農業所得統計調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による協議会において評価を行う。

イ E事業による支援対象企業の製造品出荷額の増加

: 2025年度 0 千円→2028年度 21,000 千円

事業の名称	E事業	基準年月
K P I	支援対象企業の製造品出荷額	
申請時	0 千円	2026年 3 月
2026年度	7,000 千円	2027年 3 月
2027年度	14,000 千円	2028年 3 月
2028年度	21,000 千円	2029年 3 月

※目標設定の考え方

新商品開発、販路拡大等の支援により地域の稼ぐ力の向上を目指す取組の実施に当たり、支援対象企業の製造品出荷額の増加を目標とするもの。毎年度、国の統計調査（経済構造実態調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による審議会において評価を行う。

ウ F事業によるG地域における観光入込客数

: 2025年度11万人→2030年度20万人

事業の名称	F事業	基準年月
K P I	G地域の観光入込客数	
申請時	11万人	2026年 3 月
2026年度	16万人	2027年 3 月
2027年度	17万人	2028年 3 月
2028年度	18万人	2029年 3 月
2029年度	19万人	2030年 3 月
2030年度	20万人	2031年 3 月

※目標設定の考え方

史跡周辺の景観整備・施設整備、ガイド育成、イベント開催等を通じて地域の観光振興を目指す事業を実施するに当たり、観光入込客数を目標とするもの。毎年度、特定主要施設及びイベントの入込客数を調査・集計するとともに、産官学金労言による委員会において評価を行う。

③ 「生活環境の整備」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア H事業によるI川（J地点）のBOD75%値の改善

: 2025年度0.9mg/ℓ→2030年度0.5mg/ℓ

事業の名称	H事業	基準年月
K P I	I川（J地点）のBOD75%値	
申請時	0.9mg/ℓ	2026年 3 月
2026年度	0.9mg/ℓ	2027年 3 月
2027年度	0.8mg/ℓ	2028年 3 月
2028年度	0.7mg/ℓ	2029年 3 月
2029年度	0.6mg/ℓ	2030年 3 月
2030年度	0.5mg/ℓ	2031年 3 月

※目標設定の考え方

生活雑排水が川に流入することを防止するために污水处理施設を整備する事業を実施するに当たり、特定地点でのBOD(生物化学的酸素要求量)75%値の改善を目標とするもの。中間年度及び計画期間終了後に、都道府県が実施する水質調査に基づき効果測

定を行うとともに、関係機関・地域住民による地域再生協議会において評価を実施する。

イ K事業によるL地域の地域コミュニティ組織数

: 2025年度0団体→2028年度30団体

事業の名称	K事業	基準年月
K P I	L地域の地域コミュニティ組織数	
申請時	0団体	2026年3月
2026年度	10団体	2027年3月
2027年度	20団体	2028年3月
2028年度	30団体	2029年3月

※目標設定の考え方

地域コミュニティによる地域の自主活動、助け合い等を強化するためのコミュニティマネジャー養成事業を実施するに当たり、新規地域コミュニティ組織数を目標とするもの。毎年度、各地区に配置されたコミュニティ支援員に聞き取り調査を実施するとともに、産官学金労言による検証会議において評価を行う。

(5) 「5 地域再生を図るために行う事業」について

- ① 「5-1 全体の概要」では、地域再生計画に記載した取組の全容（5-2以降に記載する事業の概要）が読み取れるように概要を記載してください（同一の地域再生計画内に各事業についての記載がある場合は、当該記載の転記又は引用でも差し支えありません。）。複数の事業が相まって効果を発揮することを想定している場合、総論としてそれぞれの事業の関連性について記載してください。

※ 地域再生計画全体の概要ではございませんので御注意ください。

- ② 「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」では、
- ・ まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））及びまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型）（旧制度活用））
 - ・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））に関連する寄附を行った法人に対する特例
 - ・ 地域再生支援利子補給金
 - ・ 特定地域再生支援利子補給金

- ・ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
- ・ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例
- ・ 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例
- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
- ・ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置
- ・ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
- ・ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ・ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
- ・ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
- ・ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
- ・ 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例
- ・ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

といった個々の取組ごとに、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に基づき記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

- ③ 「５－３ その他の事業」のうち「５－３－１ 地域再生基本方針に基づく支援措置」では、連動施策のうち地域再生計画認定申請マニュアル（各論）でB、C又はEから始まる支援措置番号が付されているものについて、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照し、必要となる事項を記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

- ④ 「５－３ その他の事業」のうち「５－３－２ 支援措置によらない独自の取組」では、５－３・５－３－１のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。

なお、地域再生計画の認定申請をするに当たっては、原則として地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れるように記載してください。また、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に

認定の効果はありません。

(6) 「6 計画期間」について

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで）。計画期間の設定に当たっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間として概ね5年程度を設定してください。

(7) 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

次の【7の記載に当たっての留意事項】を参考に、地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように、取組及び目標の効果測定に当たっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

【7の記載に当たっての留意事項】

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

※ 4で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。

※ 目標数値については計画期間中、毎年把握に努めて頂くため、認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討するようにしてください。

※ 目標の達成状況については、設定した全ての指標について測定するとともに評価を実施してください。

※ 事業開始前の基準値及び目標に対する実績値については、同一の測定方法で実施してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

※ 4で掲げる指標の評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※ 評価は毎年度実施することに努めてください（少なくとも中間年度及び最終年度は実施してください。）。

7－3 目標の達成状況に係る公表の手法

※ 7－1 及び 7－2 で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

3－3 認定を受けた地域再生計画の公表について

地域再生基本方針 5 5）において、透明性の確保の観点から、「計画の認定に関する事務、提案募集・検討に関する事務、関係 府省庁との調整状況、本基本方針の変更等に関する資料について、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則」としており、地域再生計画認定後は、当該地域再生計画を適切な方法により公表するよう努めてください。

第4章 地域再生協議会について

4－1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第1項）。

地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を活用して事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生協議会の組織を要請することができます（法第12条第5項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第6項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第7項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

4－2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4－3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。

4－4 地域再生協議会の構成員について

① 構成員

- (1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利活動法人、金融機関等）

② 事業内容に応じて参加する構成員

- (1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地域住民、医師会等の地域の医療・介護関係者等）
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（連動施策による支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該

申出に応ずることとなります（法第12条第9項）。

④ 地域再生土地利用計画の作成に係る構成員

地域再生土地利用計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（（4）の場合を除く。）にあっては、当該土地改良区
- (6) 地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、同条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この（6）において同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者
- (7) 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

⑤ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 法第17条の34の旅館業法の特例を利用する場合、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号。以下「厚労省令」という。）第1条第1項各号に規定される者
- (3) 法第17条の33第2項及び第4項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第1条第2項に規定される者（任意）

⑥ 地域住宅団地再生事業計画の作成に係る構成員

地域住宅団地再生事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省・国土交通省令第5号）に規定される者

⑦ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成に係る構成員

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 農林水産省関係地域再生法施行規則（平成26年農林水産省令第70号）第3条に規定される者（農地中間管理機構）
- (4) 宅地建物取引業者又は宅地建物取引業者から構成される団体（任意）

⑧ 地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る構成員

地域農林水産業振興施設整備計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該土地を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（（4）の場合を除く。）にあっては、土地改良区

4－5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

第5章 地域再生推進法人について

5－1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第1項）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第2項）。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第3項及び第4項）。

5－2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

5－3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条第1項に定める「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（ ）書きは根拠法令。

- ・ 一般社団法人、一般財団法人（一般社団・財団法人法）
- ・ 公益社団法人、公益財団法人（公益法人認定法）
- ・ 特例民法法人（民法）
- ・ 学校法人・準学校法人（私立学校法）
- ・ 国立大学法人（国立大学法人法）
- ・ 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- ・ 社会福祉法人（社会福祉法）
- ・ 医療法人（医療法）
- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- ・ 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- ・ 商工会（商工会法）
- ・ 商工会議所（商工会議所法）
- ・ 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1 趣旨について

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置等、既存の施策体系の改善につながる提案を募集するものです。

6-2 提案の効果について

新たな措置に関する提案が、我が国の施策体系の改善といった制度改革に繋がり、地域の自主性・主体性のある地域再生を一層推進させることが重要です。

特に、国が新たな支援措置を講ずる場合は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする必要があります。

6-3 新たな措置の提案に関する手続について

地域再生の推進に資する施策の提案は、以下の手続により行います。

① 提案主体

地方公共団体、民間事業者、個人等どなたでも提案可能です。

② 提案募集の回数

毎年度1回行います。

③ 募集時期・提案募集の様式

内閣府地方創生推進事務局のホームページを御確認ください。

URL https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/boshu_list.html

④ 提案に当たっての相談体制

内閣府地方創生推進事務局では、提案に向けた相談に応じるものとし、相談に当たって、必要な情報提供を関係府省庁から受けることになっています。

⑤ 提案募集後の流れ

受け付けた提案については、内閣府地方創生推進事務局が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、必要な措置を講じることになります。

この場合、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府地方創生推進事務局において決定します。

付録

付録 1

- 区域の付近見取図

付録 2

- 工程表
 - ・ 一般的な工程表の作成例

付録 3

- 地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（案）

付録 4

- 地域再生計画 記載例（共通）

付録 5

- 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）

付録 6

- 地域再生計画 記載例（生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例）

付録 7

- 地域再生計画 記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）

付録 8

- 地域再生計画 記載例（商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置）

付録 9

- 地域再生計画 記載例（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制）

付録 10

- 地域再生計画 記載例（地域再生支援利子補給金）

※ 区域の付近見取図は、第三者が位置関係を理解できるような内容となるよう配慮し、次の要素を必ず表示した上で区域を記載してください。

- ・ 縮尺
- ・ 方位
- ・ 目標となる地物

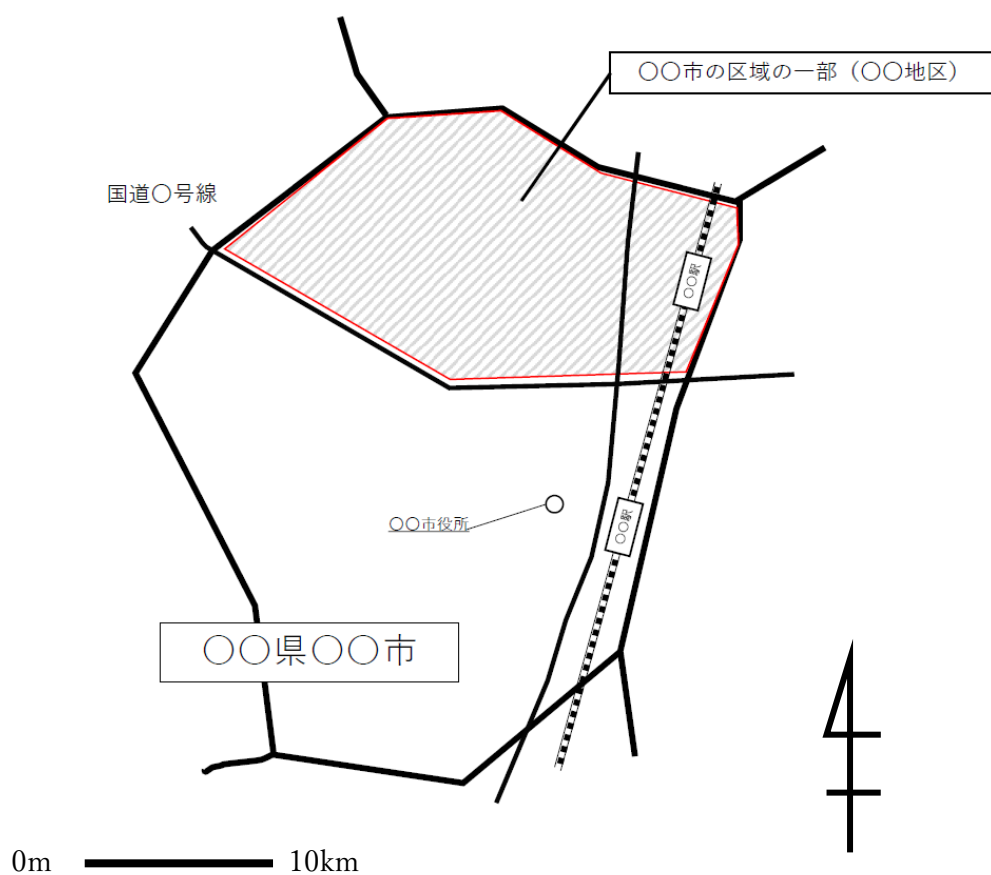
区域の付近見取図

(地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合のみ)

区域の付近見取図

地域再生計画の名称：〇〇〇

地域再生計画の区域：〇〇市の区域の一部（〇〇地区）



工程表（例）

各事業（関連事業を含む）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるように記載してください。

工程表

区分	事業等の名称（番号）	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度
支援 措置	【例】 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 【A2007】 など											
	《活用する支援措置（事業数）が1つだけの場 合、この行は削除してください》											
関連 事業	〇〇事業 《関連事業なしの場合、この行は削除してくださ い》											
	〇〇事業 《関連事業なしの場合、この行は削除してくださ い》											

注： 1）区分の欄の「支援措置」は、地域再生計画の支援措置に係るもの

2）区分の欄の「関連事業」は、地域再生計画「5－3－2 支援措置によらない独自の取組」に記載した都道府県及び市町村の単独事業等

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用ください。

〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）定款
- （2）登記事項証明書
- （3）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- （4）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- （5）前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- （6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- （7）指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
- （8）指定後の予定業務に関する計画書
- （9）その他業務に関し参考となる書類

（指定の基準等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- （1）法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
- （2）必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- （3）業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第 5 条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

地域再生推進法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先） 〇〇市長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

事務所の所在地

地域再生法第19条第 1 項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第 3 号（第 4 条関係）

名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

地域再生推進法人の住所
 地域再生推進法人の名称
 代表者氏名

地域再生法第19条第 3 項の規定により届け出ます。

指 定 年 月 日 ・ 指 定 番 号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市第〇〇号	
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
変 更 す る 事 項	☐ 法人の名称 ☐ 住所 ☐ 代表者の氏名 ☐ 事務所の所在地 ☐ その他	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

※ 該当する□に，レ印を記入してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

業務変更報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長 殿

地域再生推進法人の住所
地域再生推進法人の名称
代表者氏名

〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け
出ます。

指定年月日・指定番号	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市第〇〇号	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

地域再生計画 記載例（共通）

この記載例は、一般的な地域再生計画の記載例です。

- ※ 1 活用する支援措置等により、記載内容が異なる場合がございますので、地域再生計画の作成に当たっては、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ※ 2 地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
- ※ 3 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇〇計画

- ・ 計画名称が2行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。
- ・ 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇市

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇県〇〇市の全域

- ・ 地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇県〇〇市の全域」としてください。

- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇県〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標

- ・ 構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合は、それらも含めた総論としての目標を記載してください。
- ・ 地域の現状と、これに紐づく地域の課題を的確に把握し、地域再生計画により解決する方法及び目標を記載してください。
- ・ できるだけ具体的に記載してください。

4－1 地域の現状

- ・ 地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。
- ・ できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

本市は、〇〇県の山間部、〇〇市の北西に位置する町である。本市の〇％は森林区域であり、中心部を〇〇川が流れる等、豊かな自然環境に恵まれている。

【産業】

本市は、江戸時代から〇〇川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の昭和〇年代には市民の約〇割である〇人が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、平成〇年代以降、輸入木材の台頭・後継者不足により林業は衰退し、平成〇年における木材出荷量は昭和〇年の〇割程度にとどまっている。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によ

ると、現状のペースでは、〇年には 〇年比で総人口が約〇%減、生産年齢人口では〇%減となる見込みである。（〔表 1〕参照）。

（図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。）

〔表 1〕 〇市人口推移

出典：総務省「国勢調査」（〇年）

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（〇年）

4-2 地域の課題

- ・ 地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
- ・ 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に記載してください。
- ・ できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

本市の人口は、4-1 記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約〇割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、市内経済の衰退が懸念されている。人口の減少は、本市の基幹産業である林業の衰退に伴い、本市内の雇用の機会が減少したことで、若者の市外への流出（社会減）が進んだことが原因と考えられる。若者の雇用機会を創出し、生産年齢人口減少を食い止め、ひいては市内経済の衰退を防止することが、本市の課題である。

4-3 目標

- ・ 「4-2 地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。
- ・ 目標は、定量的な指標（K P I：数値目標）を記載してください。
- ・ 指標（K P I：数値目標）は可能な限り、割合（〇%増等）ではなく実数（〇千円の増等）とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。

【概要】

- ・ 地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
- ・ 記載する取組は、5-2 及び 5-3 の記載を踏まえたものとしてください。

記載イメージ

4-2 に記載した課題に対応するため、本市の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、市内経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。併せて、U I J ターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- ・ 「2 地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地域再生基本方針及び地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ・ 5-2 及び 5-3 に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、
 - ・ できる限り実数
 - ・ アウトカムベース
 - ・ 明確かつ具体的
 - ・ 測定可能
 - ・ 達成可能
 であるものを設定してください。
- ・ 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

記載イメージ

事業の名称	〇〇事業		基準年月
K P I	森林ツーリズム参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	0 人	1 億円	2025 年 3 月
2025年度	1, 000 人	1 億円	2026 年 3 月
2026年度	4, 000 人	1 億2, 000万円	2027 年 3 月
2027年度	8, 000 人	1 億5, 000万円	2028 年 3 月
2028年度	9, 000 人	1 億6, 000万円	2029 年 3 月
2029年度	10, 000 人	1 億7, 000万円	2030 年 3 月

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

- ・ 5－2 及び 5－3 に記載する事業の概要を端的に記載してください。

記載イメージ

本市は、山間部に所在しており、林業を基幹産業としてきた。しかしながら、平成〇年代以後は、輸入木材の台頭等により、林業が衰退したことで雇用の機会が減少し、生産年齢人口の流出が続いてきた。このまま人口減少が進むと、〇年には、本市の人口は〇年比で約〇%減となる見込みである。本市の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、市内経済の活性化と雇用機会の創出を実現し、併せてU I J ターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 地域再生法（平成17年法律第24号）第5章に掲げる特別の措置を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該特別の措置は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【A〇〇】又は【D〇〇】であるものが該当します。

〇 ●●●（〇〇省）：【A〇〇】

- ・ 活用する特別の措置ごとに区分して記載してください。活用する特別の支援措置が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

5-3 その他の事業

- ・ 地域再生を図る事業として行う事業のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。
- ・ 記載の対象となる事業は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置を除く施策及び「2 地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

〇 ●●●（〇〇省）：【B〇〇】

- ・ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針4の5）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【B〇〇】又は【C〇〇】であるものが該当します。
- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- ・ 実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。

記載イメージ

○ 若者移住定住促進補助金事業

① 事業概要

U I J ターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで、生産年齢人口の転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

② 事業実施主体

〇〇県〇〇市

③ 事業実施期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

- ・ 地域再生計画の計画期間は、概ね3から5年として設定してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

- ・ 「4-3目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
- ・ 評価を行う主体を明確にして記載してください。

記載イメージ

4に掲げるK P Iである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、本市の総合戦略策定委員（△×銀行〇〇支店役員、〇〇大学教授）により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ・ 評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。
- ・ 評価は毎年度実施することに努めてください。

記載イメージ

毎年度〇月に外部有識者（総合戦略策定委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

- ・ 地方公共団体のHP等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

記載イメージ

目標の達成状況については、検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）

地域再生計画の作成方法（ポイント集）【企業版ふるさと納税のみ】

- 令和2年度から、認定手続が簡素化され「包括的な認定」（以下「包括的な認定」という。）の仕組みとなりました。
- これにより、地域再生計画に記載する事業は、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で足りることとなりました。なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐付く施策の概要に関する記載がある場合は、地域再生計画に地方版総合戦略の記載を転記しても差し支えありません。
- 以下、地方版総合戦略の記載を転記する場合のイメージを記載します（地方版総合戦略において、「地方人口ビジョンと同一とする」等の記載がされている場合は、地方人口ビジョンの該当部分の記載を御確認ください。）。

<参考>記載例の基となる地方版総合戦略のイメージ

I. 総合戦略の策定趣旨

1. 趣旨

「4 地域再生計画の目標」に転記

本町の人口は、○年の○人をピークに減少しており、住民基本台帳によると○年には○人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、○年には総人口が○人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は○年の○人をピークに減少し、○年には○人となる一方、老年人口（65歳以上）は○年の○人から○年には○人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も○年の○人をピークに減少傾向にあり、○年には○人となっている。

自然動態をみると、出生数は○年の○人をピークに減少し、○年には○人となっている。その一方で、死亡数は○年には○人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲○人（自然減）となっている。

社会動態をみると、○年には転入者（○人）が転出者（○人）を上回る社会増（○人）であった。しかし、本町の基幹産業である○業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、○年には▲○人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域

産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

2. 基本的な施策の方向

「4 地域再生計画の目標」に転記

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

II. 基本目標

ア 安定したしごとを創出する

「4 地域再生計画の目標」「5-2① 事業の名称」に転記

＜基本的方向＞ 地域密着の産業である農林水産業や商工業等、様々な分野に魅力ある仕事創出します。

「5-2② 事業の内容」に転記

＜数値目標＞新規雇用創出数（累計） 430人

「4 地域再生計画の目標」の【数値目標】に転記

＜具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）＞

①農林水産業における構造改革の更なる加速

・革新的技術の導入による農産物の高生産性システムの構築

②チャレンジする中小企業と創業の支援

「5-2② 事業の内容」で例示列举

・スタートアップセンターによる指導・助言による創業促進

記載例（企業版ふるさと納税）

この記載例は、地方創生応援税制に関する地域再生計画（包括的な認定）の記載例です。

※ 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

※ 「です・ます」調ではなく、「だ・である」調で記載してください。

※ 西暦・和暦の記載を統一してください（いずれの記載でも差し支えありません。）。

1 地域再生計画の名称

〇〇まち・ひと・しごと創生推進計画

- ・ 認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称とすることはできません。
- ・ 地方版総合戦略との混同を防ぐため、地方版総合戦略とは異なる名称としてください。
- ・ 改行せず、記載してください。
- ・ 半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇郡〇〇町

- ・ 作成主体が都道府県の場合：都道府県名を記載してください。
- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合：市名のみ記載してください（都道府県名は記載しないでください。）。
- ・ 作成主体が上記以外の市、町村又は東京 23 区の場合：都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇県〇〇郡〇〇町の全域

- 事業を実施する区域のみでなく、地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください。
- 区域を地方公共団体の全域とする場合：「〇〇の全域」と記載してください。
- 区域を地方公共団体の一部とする場合
 - ・ 「〇〇の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できるよう記載してください。
 - ・ 「〇〇の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、○年の○人をピークに減少しており、住民基本台帳によると○年には○人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、○年には総人口が○人となる見込みである。【人口】

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は○年の○人をピークに減少し、○年には○人となる一方、老年人口（65 歳以上）は○年の○人から○年には○人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も○年の○人をピークに減少傾向にあり、○年には○人となっている。【年齢3区分別の人口】

自然動態をみると、出生数は○年の○人をピークに減少し、○年には○人となっている。その一方で、死亡数は○年には○人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲○人（自然減）となっている。

【総人口の自然動態】

社会動態をみると、○年には転入者（○人）が転出者（○人）を上回る社会増（○人）であった。しかし、本町の基幹産業である○業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、○年には▲○人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。【総人口の社会動態】

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。【『地域の現状』の原因となる、地域の課題】

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。【『地域の課題』で分析した課題を解決するための取組】

- ・基本目標1 安定したしごとを創出する
- ・基本目標2 新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○ 以下の項目を記載してください。上記の記載例をそのまま引用して差し支えありません。なお、地方版総合戦略において、以下の項目に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません（ただし、地方版総合戦略において、「地方人口ビジョンと同一とする」等の記載がされている場合は、地方人口ビジョンの該当部分の記載と同一としてください。）。

・地域の課題や目標の原因となる地域の現状

※ 【地理的及び自然的特性】【文化的所産】【人口】【産業】等の地域の特性、資源等を具体的に記載してください。

※ 地方版総合戦略や地方人口ビジョンを参考に、以下の項目について、計画開始時点で把握されている直近の数値及び数値の推移を必ず記載してください。

・総人口、年齢 3 区分別の人口、総人口の社会動態や自然動態等

・『地域の現状』の原因となる、地域の課題

※ 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものとしてください。

※ 財政難等、予算上の課題は、地域の課題とはなりませんが、財政難の原因である人口減少や産業の衰退等は、地域の課題となり得ます。

・『地域の課題』で分析した課題を解決するための取組

※ 地域再生計画に記載する事業を、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載とする場合、地域再生計画に掲げる事業が適合する地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向を記載してください。

【数値目標】

5-2 の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (○年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規雇用創出数（累計）	0 人	430 人	基本目標 1
イ	移住者数（単年度）	0 人	35 人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.57	1.7	基本目標 3
エ	町に住み続けたいと思う若年者	70%	70%	基本目標 4

	の割合			
--	-----	--	--	--

< 5 - 2 の①に掲げる事業 >

- 5 - 2 『①事業の名称』において事業に小区分（ア、イ…）を設けている場合は、K P I の達成に寄与する事業の小区分を記載してください（小区分を設けていない場合は記載不要）。

< K P I >

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業によって達成される K P I を設定してください。この K P I は、地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標（地方版総合戦略からの転記）でも差し支えありません（なお、地方版総合戦略から転記する数値目標は次の①から⑤を満たす指標である必要があります。地方版総合戦略に係る数値目標が①から⑤を満たさない場合、①から⑤を満たすように修正し、地域再生計画に記載してください。）。また、地方版総合戦略から数値目標を転記する場合は、基本目標に係る数値目標の一部を抜粋するのではなく、網羅的に転記してください。

- ① K P I は、「できる限り実数」「アウトカムベース」「明確かつ具体的」「測定可能」「達成可能」であるものを設定してください。

（例）・ K P I 「新規雇用創出数（累計）」を設定

地方版総合戦略における記載が『現状値：300 人』、『目標値：増加』である場合、
「増加」という指標は①を満たさないため、『目標値：350 人』等の①を満たす指標へ修正し、地域再生計画に記載してください。

- ② 地域再生基本方針及び『2 地域再生計画の作成主体の名称』に記載した作成主体の地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。

- ③ 現状値について、計画開始時点で把握されている値を記載してください。

- ④ 『6 計画期間』に記載する期間の終期までの目標値を設定してください。

※地方版総合戦略の終期と計画期間の終期が異なる場合、計画期間の終期時点の数値を設定してください。

（例）・ K P I 「新規雇用創出数（累計）」を設定

地方版総合戦略における記載が『現状値(R7)：300 人』、『目標値(R14)：600 人』である場合、現状値は直近で把握している数値（『現状値（R7）：320 人』等）、目標値は計画終期に定めている時点での数値（R14 末までの計画であれば、R14 末時点での数値（『目標値：600 人』）。R9 末までの計画であれば、R9 末時点での数値（『目標値：400 人』等）

を設定してください。

- ⑤ 目標値は、原則として現状値より改善した数値を設定する必要があります。このような数値設定が困難な場合は理由をご教示ください。

＜達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標＞

- 各K P Iが、地方版総合戦略においてどの基本目標に関連するものであるかを記載してください。

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2及び5－3のとおり。

- 5－2及び5－3に記載する事業の内容を簡潔に記載してください。
- 次のような記載としても、差し支えありません。
「5－2及び5－3のとおり。」

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

〇〇事業

ア 安定したしごとを創出する事業

イ 新しいひとの流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

- 地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに記載する場合は、基本目標ごとに事業の小区分（ア、イ、…）を記載してください。事業の小区分を記載する場合であっても、小区分を包含する大きな括りとしての事業名（上記の例における「〇〇事業」の部分）を必ず記載してください。
- 上記の例のとおり、末尾は全て「事業」としてください。

② 事業の内容

ア 安定したしごとを創出する事業

地域密着の産業である農林水産業や商工業等、様々な分野に魅力ある仕事の間を創出する事業

【具体的な事業】

- ・革新的技術の導入による農産物の高生産性システムの構築
- ・スタートアップセンターによる指導・助言による創業促進
- ・若年者の人材育成による実践技術者の育成 等

イ 新しいひとの流れをつくる事業

東京圏から地方への移住や地方出身者の地元での就職を促進する等、地方への新しい「ひと」の流れをつくる事業

【具体的な事業】

- ・都市圏での移住コンシェルジュ等の配置や相談会等情報発信体制の充実
- ・高校生や大学生等の若年者と企業とのマッチング機会や企業情報の提供を通じた県内就職の促進 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

子どもを産み育てやすい環境づくりのほか、ワーク・ライフ・バランスの確保等、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えることに資する事業

【具体的な事業】

- ・包括的に相談・助言に応じる利用者支援の充実
- ・子育てほっとクーポン等による子育て支援サービスの周知・利用促進 等

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

地域の特性に即した地域づくりのほか、都市の基盤整備や防災の強化等地域の安全性・強靱性を高める事業

【具体的な事業】

- ・集落同士が機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築
- ・地域公共交通網形成計画の策定等によるバス路線の維持・確保

- ・地域高規格道路の整備等の基盤整備
- ・防災リーダーの養成による自主防災組織の育成・強化 等
- ※ なお、詳細は〇〇町地方版総合戦略のとおり。

(個別の事業ごとに地域再生計画の認定を受けている場合)

- ※ 地域再生計画「・・・(個別の事業ごとに認定を受けている地域再生計画の名称)」の〇ー〇の〇に掲げる事業実施期間中は、同〇に掲げる事業を除く。

- 事業実施期間中の事業内容を簡潔に記載してください。
- 5-2『④事業の名称』で事業に小区分がある場合は、小区分ごとに記載してください。
- 地方版総合戦略に位置づけられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載)で足ります。
- ※ なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐付く施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。その際、「〇〇事業等」として基本目標に位置付けられる具体的な事業の例示(寄附見込みがない事業でも可)を記載してください(例示とする場合、必ず「等」を記載してください)。また、末尾に「なお、詳細は〇〇(貴自治体の地方版総合戦略の名称)のとおり。」と記載してください。
- ※ 記載例のような書き方の他、以下のような書き方でも差し支えありません。

ア 安定したしごとを創出する事業

革新的技術の導入による農産物の高生産性システムの構築、スタートアップセンターによる指導・助言による創業促進、若年者の人材育成による実践技術者の育成等、地域密着の産業である農林水産業や商工業等、様々な分野に魅力ある仕事の場を創出する事業。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))

4の【数値目標】に同じ。

- 『4 地域再生計画の目標』の【数値目標】と同様の観点で設定してください(同一のKPIで差し支えありません。)
- 事業期間分(5-2『⑥事業実施期間』に記載した期間)のKPIを設定してください(『6 計画期間』ではありません。)
- ※ 5-2『⑥事業実施期間』と『6 計画期間』が同じ場合、「4の【数値目標】に同じ。」とし

て差し支えありません。

④ 寄附の金額の目安

150,000 千円（2026 年度～〇年度累計）

- 「寄附の金額の目安」は、事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額であり、寄附額が寄附活用事業（5-2『①事業の名称』に掲げる事業）の事業費の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適切に管理するために設定するものです（寄附見込み額ではありません。）。企業版ふるさと納税チェックシートの寄附の金額の目安欄に記入するものと整合性をとるようにしてください。
- 当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額を設定してください。算出方法等詳細については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A」Q 2-9を参照してください。確実に執行が見込まれるものであれば、大口の寄附等が行われる可能性も考慮し、寄附の金額の目安を高めを設定しても差し支えありません。

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度〇月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

- 以下の項目を記載してください。なお、地方版総合戦略において、以下の項目に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。
- ・ 5-2『③事業の実施状況に関する客観的な指標』で設定したKPIについて、地方公共団体以外の第三者が参画した評価組織による評価を受ける旨を記載してください。また、評価を毎年行うよう努めてください（記載例のように「毎年度〇月頃に」実施する旨を記載するよう努めてください。）。
- ・ 地方公共団体のホームページ等、第三者がアクセスできる媒体で公表するよう努めてください。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇年3月31日まで

- 事業実施期間の始期は、地域再生計画の認定の日（既存の地域再生計画の期間を延長する場合を除く）としてください。

- 地方創生応援税制の期限は、2028 年 3 月 31 日までですが、当該日以降を終期としても構いません。ただし、地方版総合戦略の終期を越えて、事業実施期間を設定することはできません。

5－3 その他の事業 ※該当無しの場合は記載不要。

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

- 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業内容

〇〇町内の雇用創出を図るため、5－2②アに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇年 3 月 31 日まで

- 当該特例措置を申請する場合は、記載例を参考に記載してください。
- 当該特例措置として地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を申請する場合には、本欄への記載（上記記載例を参考）と併せて、次の点にご留意ください。
- ・ 5－2『②事業の内容』に、地域における安定的な雇用機会の増大を図る取組であることを明記してください。
 - ・ 『4 数値目標』（5－2『③事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））』）に、雇用創出数等目的に沿った目標を設定してください。
 - ・ 地域再生計画の新規認定申請に当たって、当該支援措置を記載する場合、「② 事業実施期間」の始期は、5－2の『⑥ 事業実施期間』と同一としてください。
- 既に認定を受けた地域再生計画に当該特例措置を追加する場合、「② 事業実施期間」の始期は「2026 年 5 月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から」としてください。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から○年3月31日まで

- 5－2及び5－3で設定した事業のうち最も終期が遅いものと揃えてください。

地域再生計画 記載例（生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例）

この記載例は、『生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】』及び『生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】』を活用する地域再生計画に係る参考記載イメージとして提示させていただきます。

地域再生計画

※数字については、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

1 地域再生計画の名称

※計画名称が2行に及ぶ場合は改行を行わないで記載。

（調整が必要な場合は、インデントで調整してください。）

※半角英数文字及び記号は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

●●県●●市 / ●●県●●郡●●町

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「○県○郡○町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

●●県●●市の区域の一部（●●地区） / ●●県●●郡●●町の区域の一部（●●地区）

- ・ 地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「○○県○○市の全域」としてください。
- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「○○県○○市の区域の一部（○○地区）」等、区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標（構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること）

4-1 地域の現状

※「4-2 地域の課題」につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

※「4-3 目標」や「5 地域再生を図るために行う事業」に関連する事項を重点的に記載してください。（項目は適宜加除して構いません。）

【記載イメージ】

（地勢）

- ・ 地勢（地形、歴史等）の現状について記載。

(人口)

- ・人口（人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等）の現状について記載。

(産業)

- ・産業（産業構造、雇用状況、経済状況等）の現状について記載。

(地域資源)

- ・地域資源などの関連する地域の現状について記載。

(その他)

- ・ その他地域の現状について記載。

4-2 地域の課題

※「４－１ 地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

【記載イメージ】

[illegible]

4-3 目標

※地域再生の目標を簡潔かつ具体的に記述し、それに関する定量的な指標（数値目標）を記載してください。

※本計画を通じて実現を目指す姿（●●版生涯活躍のまち）の全体像を簡潔に記載してください。

【数值目標】

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- ・ ②地域再生計画基本方針及び「２地域再生計画の作成主体の名称」の地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ・ ５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、
 - ・ できる限り実数
 - ・ アウトカムベース
 - ・ 明確かつ具体的
 - ・ 測定可能
 - ・ 達成可能であるものを設定してください。
- ・ 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

【記載イメージ】

○○○○○○○を解消し、○○○○○○○なまちとするために、○○○○○○○○
○○○○○○○を図り、○○○○○○○○○○○○○○を目指す。

【数值目標】

	関連事業	〇〇年度 基準年度	〇〇年度	〇〇年度 中間目標	〇〇年度	〇〇年度 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標 3						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	△△事業	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円
目標 5						
超高速ブロードバンド人口カバー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
地域におけるテレワーク導入企業数	△〇事業	〇社	〇社	〇社	〇社	〇社

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

※地域再生を図るために行う事業の概要を記載してください。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

※生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】を使う場合は、5－2に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】

1 全体の概要

※生涯活躍のまち形成地域における事業の具体像や特徴が分かるよう、下記2～6における生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を簡潔にまとめて記載してください。

・〇〇市〇〇地区では・・・

2 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進を図るために行う事業に関する事項

※中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進など、生涯活躍のまち形成地域において行う事業について具体的に記載してください。

(例 1) 中高年齢者の就業の推進に関する事項

①現状

※雇用状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市〇〇地区の就業状況については、〇歳から〇歳までの就業者は・・・であり、・・・・、〇〇業に関する求人が・・・・
- ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・〇〇という状況となっている。
 - (b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・〇〇という状況となっている。
 - (c) ・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センターなどとの連携を図るなどの場合にはその具体的な内容（連携対象、役割分担等）も記載してください。

- ・〇〇市では、・・・・

(例 2) 生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

①現状

※教育機関の状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・〇〇市における教育機関の状況は・・・・、・・・・
- ・また、現在実施している取組としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・〇〇という状況となっている。
 - (b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・〇〇という状況となっている。
 - (c) ・・・・

・〇〇市における生涯学習活動について、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

(a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・
〇〇という状況となっている。

(b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・
〇〇という状況となっている。

(c) ・・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携を図る場合などには、その具体的な内容も記載してください。

・〇〇市では、・・・・・・

(3) 〇〇〇に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(4) ・・・・・・

①現状

②課題

③取組内容

3 高年齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項

①現状

※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、その他の高年齢者に適した住宅の整備等の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の高年齢者向け住宅の状況については、・・・・・・であり、・・・・・・
が・・・・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

(a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・
〇〇という状況となっている。

(b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・
〇〇という状況となっている。

(c) ・・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市では、・・・

4 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の確保を図るために行う事業に関する事項

①現状

※介護サービスや医療サービスの提供状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の保健医療サービス・福祉サービスの状況については、・・・であり、・・・が・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

(a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(b) 〇〇（事業者）が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・
〇〇という状況となっている。

(c) ・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市では・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

・〇〇市では、・・・

5 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

(1) 移住等の促進に関する事項

①現状

※移住の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。

・〇〇市〇〇地区の移住の状況については、・・・であり、・・・が・・・

・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。

- (a) ○○市としては、○○○を行う○○○事業を実施しており、・・・・・・
○○という状況となっている。
- (b) ○○（事業者）が、○○○という取組を実施しており、・・・・・・
○○という状況となっている。
- (c)・・・・・・

②課題

※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

- ・○○市○○地区では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。

- ・○○市○○地区では、・・・・

(2) ○○○に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(3)・・・・

①現状

②課題

③取組内容

6 その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業に関する事項

(1) 生涯活躍のまちの運営主体に関する事項

- ・○○市○○地区では、①生涯活躍のまち形成事業の推進にあたってコミュニティの運営や関係機関の調整に中心的に取り組む事業主体として、○○を行う○○法人が、・・・・

(2) よりよいコミュニティづくりに向けた関係機関や地域住民との調整・検討体制に関する事項

- ・○○市○○地区では、・・・・に向けて、○○協議会において、・・・・が、・・・・

(3) 多世代交流の促進に関する事項

①現状

②課題

③取組内容

(4)・・・・

①現状

②課題

③取組内容

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

※生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定
(国土交通省・厚生労働省)：【B3002】を使う場合は、5-3-1に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 (国土交通省・厚生労働省)：【B3002】

○市として～するため、生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行う。その際、以下の基準に従ったものとする。

※「～」部分には本特例を活用する目的を記載ください。例えば、市外への転出者の抑制をするため、市外からの移住者の促進を推進するため等。

・○○市（○○地区及びその周辺）に居住する 60 歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている 60 歳未満の者（以下「60 歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、○○市の区域内の 60 歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮してサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行うこととする。

・また、サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることを考慮し、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めることとする。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

※5-3-2では支援措置以外の国の補助制度名について記載は行わないでください。

(1) △△△事業

事業概要：

○○のために、○○を行うもの。・・・・・・・・

実施主体

：○○○市

事業期間

：XX 年度～XX 年度

(2) ◇◇◇事業

事業概要：

○○のために、○○を行うもの。・・・・・・・・

実施主体

：○○○市

事業期間

：XX 年度～XX 年度

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から●●年●月●●日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【記載イメージ】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、〇〇において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標 1

人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 2

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 5

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

※「4-3 目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。

※評価を行う主体を明確にして記載してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度〇月頃に、〇〇で構成された〇〇において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

※毎年度評価を行うことが望ましく、最低でも中間と最終年度に評価を行ってください。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

【記載イメージ】

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇県〇〇市公式WEBサイト上で公表する。

※地方公共団体のHP等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

地域再生計画 記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）

この記載例は、地域再生エリアマネジメント負担金制度に関する地域再生計画の記載例です。

- ※ 1 活用する支援措置等により、記載内容が異なる場合がございますので、地域再生計画の作成に当たっては、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ※ 2 地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
- ※ 3 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇地域再生エリアマネジメント計画

- ・ 計画名称が2行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください）。
- ・ 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇市

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇市の全域

〇〇市の区域の一部（〇〇地区）

- ・ 地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。また、地域来訪者等利便増進活動などの事業を実施する区域を漏れなく含む範囲を設定してください）。
- ・ 行政区画として特定できない範囲を区域設定する場合は、既にまちづくり活動が行われている区域や、他のまちづくりに関する法律や計画により位置付けられた区域と整合させれば、より合理的な区域設定となり、まちづくりの一貫性を高められると考えられます。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。
- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標

- ・ 地域の現状と、これに紐づく地域の課題を的確に把握し、地域再生計画により解決する方法及び目標を記載してください。
- ・ できるだけ具体的に記載してください。

4-1 地域の現状

- ・ 地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。
- ・ できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

〇〇市は、〇〇県、〇〇市の北西に位置する。本市の〇％は市街化区域であり、市域の東部は〇〇湾に面し、沿岸南東部にかけて工業地帯が広がる。

【産業】

本市の中心地〇〇周辺では〇〇製品を取り扱う〇〇関連企業が立地してきた。発達・集積してきた〇〇業は〇〇の商業を支え、〇〇年の〇〇業年間商品販売額は全国の都道府県の中で〇位と大きな比重を占めた。その後、〇〇産業の衰退や事業所の東京移転などもあり、直近の業種別販売額で〇〇製品は〇割弱にとどまる。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、〇年には 〇年比で総人口が約〇％減、生産年齢人口では〇％減となる見込みである。（〔表 1〕参照）。

（図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。）

〔表 1〕 〇市人口推移

出典：総務省「国勢調査」（〇年）

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（〇年）

4-2 地域の課題

- ・ 地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
- ・ 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に記載してください。
- ・ できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

〇〇地区は、本市の中心市街地として、都市の魅力や国際競争力を高め、経済活動を牽引する中心的な役割を担う地区として、これまで〇〇などの施策を行ってきた。また、近年では民間団体が主体となり、〇〇などのエリアマネジメント活動を行うことにより、新たに人の流れが創出され、まちに賑わいを呼んでいる。このように、地域価値を向上させ、来訪者・滞在者の増加を通じて地域の収益力の向上を図る、地域再生を実現する取組が進められているところである。

一方、こうした活動の主たる担い手となる団体の資金構成は、会員企業からの会費が大半を占め、また活動団体の組織としても特定の企業からの派遣者が業務を担っており、活動のための自主財源や有能なマネジメント人材が確保される仕組みが不足し、自律的かつ持続的な好循環が確立されていないことが課題となっている。

4-3 目標

- ・ 「4-2 地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。
- ・ 目標のうち、地域来訪者等利便増進活動に係る部分については、エリアマネジメントを通じて達成すべき数値目標を設定するよう努めてください。
- ・ 目標は、定量的な指標（KPI：数値目標）を記載してください。
- ・ 指標（KPI：数値目標）は可能な限り、割合（〇%増等）ではなく実数（〇千円の増等）とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。

【概要】

- ・ 地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
- ・ 記載する取組は、5-2及び5-3の記載を踏まえたものとしてください。
- ・ 地域来訪者等利便増進活動に係る部分については、経済効果の増進や、就業機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度として掲げる目標を記載してください。

記載イメージ

4-2に記載した課題に対応するため、エリアマネジメント団体の財源確保及び官民連携のまちづくりの推進を図るとともに、エリアマネジメント活動による来訪者・滞在者の利便性向上などにより、新たな賑わいを創出しまちを活性化することを目標とする。

【数値目標】

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- ・ 地域再生基本方針及び「2 地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ・ 5－2 及び 5－3 に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、
 - ・ できる限り実数
 - ・ アウトカムベース
 - ・ 明確かつ具体的
 - ・ 測定可能
 - ・ 達成可能
 であるものを設定してください。
- ・ 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

記載イメージ

K P I	事業開始前 (現時点)	n年度増加分 1 年目	(n+1)年度増加分 2 年目
〇〇〇 (単位)			
※不要な欄は削除してください。			

(n+2)年度増加分 3 年目	(n+3)年度増加分 4 年目	(n+4)年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計

(K P I の例)

- ・ 歩行者通行量増、地域への交通機関利用者増、駐車場利用台数増
- ・ 地域の売上高増、立ち寄り箇所の増、滞在時間の増
- ・ 歩行者空間の魅力度向上（アンケート）
- ・ イベント開催件数
- ・ 設立した法人の数

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

- ・ 5-2 及び 5-3 に記載する事業の概要を端的に記載してください。
- ・ 次のような記載としても差し支えありません。
 - 地域再生計画に記載する事業が地域来訪者等利便増進活動に関する事項のみの場合
5-2 のとおり。
 - 地域再生計画に記載する事業が地域来訪者等利便増進活動に関する事項及び 5-3 に記載する事業もある場合
5-2 及び 5-3 のとおり。

記載イメージ

〇〇地区のエリアマネジメント活動に、地域再生エリアマネジメント負担金制度を導入し
〇〇、〇〇など、まちに新たな賑わいを創出し、地域価値を向上する取組を進める。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 地域再生法（平成17年法律第24号）第5章に掲げる特別の措置を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該特別の措置は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【A〇〇】であるものが該当します。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。

地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（内閣府・国土交通省）：【A3012】

① 地域来訪者等利便増進活動の内容

〇〇、〇〇等の活動

② 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域

〇〇駅周辺、〇〇地区

③ 地域来訪者等利便増進活動実施団体

〇〇

④ 地域再生エリアマネジメント負担金制度導入に向けた取組

記載イメージ

エリアマネジメント団体によって、〇～〇年度にかけて、〇〇地区内の〇〇における社会実験を実施し、地域来訪者等利便増進活動として想定するエリアマネジメント活動による経済効果を把握し、地域来訪者等利便増進活動計画を策定する。

地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入は、〇年度を予定。

⑤ 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

記載イメージ

K P I	事業開始前 (現時点)	n年度増加分 1 年目	(n+1)年度増加分 2 年目
〇〇〇 (単位)			
※不要な欄は削除してください。			

(n+2)年度増加分 3 年目	(n+3)年度増加分 4 年目	(n+4)年度増加分 5 年目	K P I 増加分 の累計

- ・ 4－3と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

4－3の【数値目標】に同じ。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇〇年〇月〇日まで

5－3 その他の事業

- ・ 地域再生を図る事業として行う事業のうち、「5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。
- ・ 記載の対象となる事業は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置を除く施策、及び「2 地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ ●●● (〇〇省) : 【B〇〇】

- ・ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針4の5）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【B

〇〇】又は【C〇〇】であるものが該当します。

- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに（１）、（２）等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- ・ 実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が2つ以上ある場合は、それぞれに（１）、（２）等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。

記載イメージ

〇 〇〇事業

① 事業概要

〇〇により〇〇を〇〇することで、〇〇を〇〇し、〇〇を目標とする。

② 事業実施主体

〇〇市

③ 事業実施期間

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

- ・ 「4-3 目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
- ・ 評価を行う主体を明確にして記載してください。

記載イメージ

4に掲げるKPI〇〇について、実績値を公表する。また、〇〇委員により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ・ 評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。
- ・ 評価は毎年度実施することに努めてください。

記載イメージ

毎年度〇月頃に外部有識者（〇〇委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を

決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

- ・ 地方公共団体のHP等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

記載イメージ

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇市公式WEBサイト上で公表する。

地域再生計画 記載例（商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置）

この記載例は、商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置に係る地域再生計画の記載例です。

- ※ 1 地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
- ※ 2 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇〇

- ・ 計画名称が2行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。
- ・ 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇市

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇市の区域の一部（〇〇地区）

- ・ 地方公共団体の全部又は一部の区域であって、当該地方公共団体が商店街の活性化を通じて地域再生を図ろうとする区域を合理的な範囲で特定する必要があります。具体的には、当該商店街及びその活性化による経済効果の波及や生活の利便性向上が見込まれる周辺地域を地域再生計画の区域としてください。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。
- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現状



- ・ 「4－2 地域の課題」に記載する、地域再生計画に基づき取り組む事業により解決、解消又は改善したい地域の課題に関連する地域の特性、資源等又は当該事業において活用しようとする地域の特性、資源等を具体的かつ定量的に記載してください。
- ・ 地域の特性、資源等は、地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等、顕在化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

4－2 地域の課題



- ・ 「4－1 地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、地域再生計画に基づき取り組む事業を通じて解決しようとする地域の課題を的確に把握し、具体的かつ定量的に記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

4－3 目標

- ・ 「4－2 地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。
- ・ 目標のうち、商店街活性化促進事業に係る部分については、地域の商業活動の状況等を踏まえ、商店街活性化促進事業を通じて達成すべき数値目標を設定するよう努めてください。
- ・ 具体的な数値目標の設定に当たっては、計画区域における売上高に関する目標を定めることが望ましいです。これに加え、地域の特性を考慮した上で、来街者の増加数、空き店舗の減少数等の目標を定めることも考えられます。

【概要】

○○○

- ・ 地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
- ・ 記載する取組は、５－２及び５－３の記載を踏まえたものとしてください。
- ・ 商店街活性化促進事業に係る部分については、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」又は「生活環境の整備」に資する程度として掲げる目標を記載してください。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2026年度増加分 1 年目	2027年度増加分 2 年目
○○○ (単位)			
※不要な欄は削除してください。			

2028年度増加分 3 年目	2029年度増加分 4 年目	2030年度増加分 5 年目	KPI増加分 の累計

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- ・ ５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、
 - ・ できる限り実数
 - ・ アウトカムベース
 - ・ 明確かつ具体的
 - ・ 測定可能
 - ・ 達成可能
 であるものを設定してください。
- ・ 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の(1) のエ及び5-3 のとおり。

- ・ 5-2 及び5-3 に記載する事業の概要を端的に記載してください。
- ・ 次のような記載としても差し支えありません。
 - 地域再生計画に記載する事業が商店街活性化促進事業のみである場合
5-2 の(1) のエのとおり。
 - 地域再生計画に記載する事業が商店街活性化促進事業及び5-3 に記載する事業もある場合
5-2 の(1) のエ及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（内閣府・経済産業省）：【A3013】

ア 本事業に係る商店街活性化促進区域を設定する地域

○○○商店街（○市○○）

イ 事業の名称

○○事業

ウ 事業の基本的な方針

○○○

- ・ 商店街の現状・課題を踏まえた、商店街活性化の方向性を記載してください。
 なお、商店街活性化促進事業計画に記載することとしている「商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針」の考え方の基本となるものであり、可能な限り具体的に記載することが望ましいです。

エ 事業の内容

- ・ 上記で記載した現状・課題、商店街活性化の方針を踏まえて、商店街活性化に向けて実施することを想定している取組内容をできるだけ具体的に記載してください。以下の記載例では、商店街活性化促進事業計画に概ね記載するものとされている事項を項目建てして記載していますが、まとめて記載いただいても差し支えありません。

ません。ただし、その場合であっても、どのような取組に対してどのような法律に基づく支援措置を適用するかがわかる程度に具体的に記載してください。

記載例

(ア) ウに掲げる基本的な方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）
を行い、又は行おうとする者に対する支援に関する事項

a 適合事業の実施に必要な情報の提供に関する事項

〇〇〇

b アに掲げる区域内の建築物又は土地であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないものに関する所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得についてのあっせんに関する事項

〇〇〇

c 新商品の開発又は販売、新たな役務の開発又な提供その他の需要の拡大のために要する費用の補助に関する事項

〇〇〇

(イ) (ア) のほか事業の実施のために必要な事項

〇〇〇

オ 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

K P I	事業開始前 (現時点)	2026年度増加分 1 年目	2027年度増加分 2 年目
〇〇〇 (単位)			
※不要な欄は削除してください。			

2028年度増加分 3 年目	2029年度増加分 4 年目	2030年度増加分 5 年目	KPI増加分 の累計

- ・ 4 の 4－3 と同じ数値目標であれば、表を省略し、次のように記載して差し支えありません。

4 の 4－3 の【数値目標】に同じ。

カ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から〇〇年〇月〇日まで

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

- ・ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法（平成17年法律第24号）第5章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針4の5）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【B〇〇】又は【C〇〇】であるものが該当します。
- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 〇〇事業

ア 事業概要

〇〇

イ 実施主体

〇〇市

ウ 事業実施期間

○年○月○日から○年○月○日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

- ・ 地域再生計画の計画期間は、概ね3～5年として設定してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

○○

- ・ 「4-3 目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
- ・ 評価を行う主体を明確にして記載してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

○○

- ・ 評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。
- ・ 評価は毎年度実施することに努めてください。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

○○

- ・ 地方公共団体のHP等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

地域再生計画 記載例

(小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制)

この記載例は、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制に係る地域再生計画の記載例です。

※ 1 地域再生計画は、Word 文書で作成してください。一太郎や Excel で作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。

※ 2 数字は、1 桁数字は全角、2 桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇地区小さな拠点形成プロジェクト

- ・ 計画名称が 2 行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。
- ・ 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇市

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京 23 区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇市の区域の一部（〇〇地区）

- ・ 地方公共団体の全部又は一部の区域であって、当該小さな拠点の形成を通じて地域再生を図ろうとする区域を合理的な範囲で特定する必要があります。具体的には、当該小さな拠点の形成による経済効果の波及や生活の利便性向上が見込まれる周辺地域を地域再生計画の区域としてください。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。

- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標

4－1 地域の現状

【地理的・自然的特性】

〇〇地区は、平成 17 年に本市に編入合併した旧〇〇村であり、本市の中心部から、車で 30 分程度の中山間地域に位置している。

【人口】

〇〇地区の人口は、平成 17 年の合併時は約 2,500 人であったが、平成 27 年には、約 2,000 人まで減少している。

【高齢化率】

〇〇地区の高齢化率は、平成 17 年の合併時は約 35%であったが、平成 27 年には約 40%まで上昇している。

- ・ 「4－2 地域の課題」に記載する、地域再生計画に基づき取り組む事業により解決、解消又は改善したい地域の課題に関連する地域の特性、資源等又は当該事業において活用しようとする地域の特性、資源等を具体的かつ定量的に記載してください。
- ・ 地域の特性、資源等は、地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等、顕在化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えありません。ただし、小さな拠点を形成しようとする区域が中山間地域等の集落生活圏であることを明示してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

4－2 地域の課題

本市の中山間地域である〇〇地区では、近年人口減少や高齢化が著しく、平成 29 年 4 月、J A が経営していた日用品店舗が撤退するとともに、個人が経営していたガソリンスタンドも経営者の高齢化や後継ぎの不在を理由に閉店を余儀なくされた。また、民間のバス会社が運行していた路線バスも不採算を理由に平成 28 年 12 月に廃線となっており、地区外への移動手段も確保できていない状況で

ある。

現在、このような〇〇地区においては、最も近隣の店舗及びガソリンスタンドまで片道 5 km の自家用車での移動が必要となっており、高齢者を中心とする地域住民には、大変な負担となっている。

また、若者は、高校卒業を機に地区から出て、雇用が無いことを理由に戻ってこないことも多く、〇〇地区の人口減少の大きな原因となっている。

そのため、〇〇地区においては、買い物や交通等の各種生活サービス機能を確保するとともに、雇用や収入を確保することにより利便性の高い地域をつくる、「小さな拠点」の形成が課題となっている。

- ・ 「4-1 地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、小さな拠点の形成に資する事業を通じて解決したい課題（特定政策課題）を的確に把握し、具体的かつ定量的に記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

4-3 目標

- ・ 「4-2 地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取組の目標を記載してください。

【概要】

本計画は、〇〇地区の住民等が共同で出資して「株式会社〇〇（仮称）」を設立し、ガソリンスタンドや日用品店舗、地域の特産品である〇〇の加工施設や農家レストランを整備・運営することによって、生活サービス機能を提供するとともに、地域における雇用を創出し、人口減少や高齢化が著しい本市の〇〇地区においても安心して住み続けられる「小さな拠点」の形成を目指すものである。

- ・ 地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
- ・ 記載する取組は、5-2 及び 5-3 の記載を踏まえたものとしてください。
- ・ 小さな拠点形成事業に係る部分については、4-2 に記載した特定政策課題の解決に対する寄与の程度を計測できる目標を記載してください。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2026年度増加分 1 年目	2027年度増加分 2 年目
「株式会社〇〇（仮称）」における〇〇地区住民の雇用者数（人）	0		
農家レストランの年間売上額（千円）	0		
〇〇地区の人口（人）	2,000		
〇〇地区の高齢化率（％）	40		

2028年度増加分 3 年目	2029年度増加分 4 年目	2030年度増加分 5 年目	KPI増加分 の累計

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定してください。
- ・ 5－2 及び 5－3 に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、
 - ・ できる限り実数
 - ・ アウトカムベース
 - ・ 明確かつ具体的
 - ・ 測定可能
 - ・ 達成可能
 であるものを設定してください。
- ・ 目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 の③のとおり。

- ・ 5－2 及び 5－3 に記載する事業の概要を端的に記載してください。
- ・ 次のような記載としても差し支えありません。

- 地域再生計画に記載する事業が小さな拠点形成事業のみである場合

5-2の③のとおり。

- 地域再生計画に記載する事業が5-3にもある場合

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（内閣府）：【D2003】

- ① 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇番地から〇番地まで

- ② 小さな拠点の形成に資する事業を実施する者の名称

株式会社〇〇（仮称）

- ・ まだ設立されていない場合は仮称でも構いません。

- ③ 小さな拠点の形成に資する事業の具体的内容

「株式会社〇〇（仮称）」は、〇〇地区において、JAが運営していた日用品店舗の土地及び建物を買取り、整備した後、令和8年4月から「〇〇マーケット（仮称）」として運営を開始する。令和8年6月からは、地域の特産品である〇〇の加工施設と農家レストランを近隣に新設し開始。また、令和9年7月からは個人が経営していたガソリンスタンドを無償で引き継ぎ、整備した後、運営を開始する。

これら施設の整備及び運営により、集落生活圏において〇名の新規雇用を創出するとともに、店舗やガソリンスタンド等の施設を整備することにより、地域住民の生活利便性の向上を図る。

- ・ 小さな拠点の形成に資する事業を実施することで、4-2「地域の課題」で記載した特定政策課題の解決にどのように寄与するか（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）記載してください。

- ④ 小さな拠点の形成に資する事業の種別

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号イ】

- ・ 「〇〇マーケット（仮称）」及びガソリンスタンドの整備、運営

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号ロ】

・ ○○の加工施設及び農家レストランの整備・運営

- ・ ③で記載した株式会社が実施する事業が、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第7条第1項第2号イ（生活サービス等の提供事業）又はロ（雇用創出を行う事業）のいずれに該当するか（いずれにも該当している場合は両方）記載してください。
- ・ なお、イのみの事業の場合、課税の特例は適用されませんので、必ずロの事業を実施するようにしてください。

⑤ 事業スケジュール（予定）

令和8年4月	住民説明会の実施（計3回）
令和8年7月	出資
令和8年10月	「株式会社○○（仮称）」設立
令和9年4月	「○○マーケット（仮称）」運営開始
令和9年6月	○○の加工施設、農家レストラン運営開始
令和10年7月	ガソリンスタンド運営開始

- ・ 地域再生計画の認定基準である、事業が「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が分かるように記載してください。特に、出資の時期及び事業の開始時期を明確に記載してください。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

- ・ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法（平成17年法律第24号）第5章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針4の5）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【BO○】又は【CO○】であるものが該当します。
- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。

- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

○ デマンドタクシー運行事業

① 事業概要

〇〇地区の住民の公共的な交通手段を確保するために、市が民間のタクシー会社と連携し、デマンドタクシーの運行を行うもの。

② 実施主体

〇〇県〇〇市

③ 事業実施期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

※ 5-3 では地域再生基本方針に基づく支援措置に位置づけられている国の補助制度名について記載は行わないでください。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和〇年〇月〇日まで

- ・ 地域再生計画の計画期間は、概ね3～5年間として設定してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-3 に掲げる数値目標の達成状況を確認するために、毎年度〇月頃に各指標の集計を行い、「〇〇市創生総合戦略検証委員会」において、結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

- ・ 「4-3 目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
- ・ 評価を行う主体を明確にして記載してください。
- ・ 地方公共団体は、計画期間中に、地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域

再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行ってください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-3に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに〇〇市ホームページで公表する。

【参考】認定申請にあたって必要な書類

ア. 特定政策課題の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料(地域再生法施行規則第1条第1項第5号)

小さな拠点の形成に資する事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度(雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果)を記載した書類及び当該程度の根拠となる資料を添付してください。

イ. 事業を実施する株式会社等の意見の概要(地域再生法第5条第9項)

小さな拠点の形成に資する事業を実施する株式会社(設立されていない場合は発起人等の関係者)に対する意見聴取の概要を添付してください。

ウ. 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲に係る資料(規則第1条第1項第8号イ)

小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲を明らかにした地図等を参考添付してください。

エ. 事業主体の特定状況を明らかにする書類(規則第1条第1項第5号)

小さな拠点の形成に資する事業が円滑かつ確実に実施されることを裏付けるものとして、事業主体の特定状況を明らかにする書類を参考添付してください。

地域再生計画の認定申請時においては、株式会社が特定されていることが望ましいと考えられますが、計画策定時に事業主体が特定できない場合は、事業主体の見込みを記載してください。その際、どういった株式会社が事業を担うことになるか、事業主体の決定スケジュール等について、可能な限り具体的に記載した資料を添付してください。

オ. 事業の具体的内容及び事業スケジュールを明らかにする書類(規則第1条第1項第1号)

事業の具体的内容及び事業スケジュールについて、参考資料を添付してください。特に、事業スケジュールについては認定基準の一つである「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が確認できるように、現実的なスケジュール表及びその内容を説明した文書を添付してください。特に、出資の時期及び事業の開始時期を明確にするようにしてください。

地域再生計画 記載例（地域再生支援利子補給金）

この記載例は、地域再生支援利子補給金に関する地域再生計画の記載例です。

- ※1 地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
- ※2 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。
- ※3 **赤字**で示した記載例については、地域再生支援利子補給金に関する地域再生計画が認定を受けるに当たり必ず必要となる項目を記載したものであることから、「〇〇」を埋める形で作成してください。
- ※4 **青字**で示した記載例については、記載イメージとして記載しているものであることから地域再生支援利子補給金に関する地域再生計画の背景・実状等に応じて適宜文章を作成してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

〇〇〇計画

- ・ 計画名称が2行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください（調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。）。
- ・ 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

〇〇県〇〇市

- ・ 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- ・ 上記以外の市、町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

〇〇県〇〇市の全域

- ・ 地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください（事業を実施する区域のみではありません。）。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。

- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇県〇〇市の全域」としてください。
- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇県〇〇市の区域の一部（〇〇地区）」等区域が特定できる記載としてください。

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

- ・ 地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくもののみ記載することで差し支えませんが、地域再生支援利子補給金の支給対象とする事業に関連する項目（産業、流通、歴史 等）については、特に詳細に記載してください。
- ・ 以下の記載イメージで挙げた項目のほか、5-2（3）で選択した対象事業項目に応じた項目を追記してください。
- ・ 記載する文量については、記載イメージにとらわれず、地域の現状に係る各項目を説明する上で必要と考えられる内容を記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

本市は、〇〇県の山間部、〇〇市の北西に位置する町である。本市の〇％は森林区域であり、中心部を〇〇川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれている。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査（〇年実施）では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、〇年には 〇年比で総人口が約〇％減、生産年齢人口では〇％減となる見込みである。（〔表1〕参照）。

（図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。）

[表 1] ○市人口推移

出典：総務省「国勢調査」（○年）

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」（○年）

【産業・雇用】

本市の産業を○年の市内総生産額における構成で見ると、第 1 次産業が○円（○％）、第 2 次産業が○円（○％）、第 3 次産業が○円（○％）であった。同年の全国平均がそれぞれ○％、○％、○％であったことと比較すると、本市の産業は第○次産業の比率が高いことがわかる。

本市の基幹産業は○○業であり、その関連分野の工場も併せて立地が進んだことから、○年には付加価値額が○円で市内全体の○％を占めていた。就労者数においても○年時点で○人と、市内就労者数の○％を占めており、市内において発達・集積してきた○○業は本市の雇用と経済を支えてきたといえる。

しかし、近年の○○等の要因により○年頃から市外への工場移転が相次ぎ、直近（○年）の付加価値額は○年の○割に留まったほか、市内就労者数は○人となるなど、大きな影響を受けている。

4－2 地域の課題

- ・ 地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
- ・ 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に記載してください。
- ・ できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

本市の人口は、4－1に記載のとおり、現在ではピーク時の○年の人口の約○割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、地域における担い手不足や市内経済の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されている。人口の減少は、工場の市外移転が相次いだことに伴い、本市内の雇用の機会が減少したことで、若者の市外への流出（社会減）が進んだことが原因と考えられる。ついては、市内における民間事業者の新規雇用を伴う事業を支援する取組を行い、若者の雇用機会を創出し、生産年齢人

口減少を食い止め、ひいては市内経済の衰退を防止することが、本市の課題である。

4-3 目標

【概要】

- ・ 4－2で分析した課題を解決するための取組とその目標を詳細に記載してください。
- ・ 本項目に記載する取組は、事業者の設備投資を伴う事業を支援する取組とし、その支援対象となる事業の内容がわかるように具体的に記載してください。（「どのような産業を重点的に支援していくことで課題を解決していくのか」という点を詳細に記載してください。）

記載イメージ

４－２に記載した課題に対応するために、市内における民間事業者の〇〇〇〇〇〇を目的とした設備投資に対する支援を行うとともに、〇〇分野の企業誘致を推進することにより、本市内での事業活動の活性化及び雇用機会の創出を図る。

地元企業の成長と企業誘致の相乗効果により、市内経済の活性化を図るとともに、雇用機会を創出することで、若者にとっての本市の魅力を向上し、生産年齢人口の転入超過（社会増）によって人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる定量的な指標（ＫＰＩ：数値目標）を設定してください。
例：工場立地件数、市内製造業付加価値額、市内雇用創出数 等
- ・ 指標（ＫＰＩ：数値目標）は可能な限り、割合（〇%増等）ではなく実数（〇千円の増等）とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。
- ・ 「２地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ・ ５－２及び５－３に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- ・ 目標値は、

- であるものを設定してください。

- ## 記載イメージ

K P I	〇〇	〇〇	基準年月
申請時	〇	〇	2026年 3 月
2026年度	〇	〇	2027年 3 月
2027年度	〇	〇	2028年 3 月
2028年度	〇	〇	2029年 3 月
2029年度	〇	〇	2030年 3 月
2030年度	〇	〇	2031年 3 月
2031年度	〇	〇	2032年 3 月
2032年度	〇	〇	2033年 3 月
2033年度	〇	〇	2034年 3 月
2034年度	〇	〇	2035年 3 月
2035年度	〇	〇	2036年 3 月

5-1 全体の概要

- 4-3に掲げる取組の目標達成を目的として、5-2(3)に該当する事業を実施する事業者に対して必要な資金を貸し付ける事業を実施する。

[illegible]

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

○ 地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

- ・ 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する事業として、地方創生支援利子補給金交付要綱【別表1】で規定する事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業であって、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）で規定する金融機関により行われるものであることを示すため、以下のとおり記載してください。

本計画の趣旨と合致する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が必要な資金を貸し付ける事業とする。

また、本計画の趣旨と合致する事業のうち、以下の（3）に該当すると認められる事業に係る貸付については地域再生支援利子補給金の支給対象とする。

(3) 地方創生支援利子補給金交付要綱【別表1】で規定する事業の種別等

- ・ 地方創生利子補給金交付要綱の【別表1】で規定する対象事業項目の中で、当該地域再生支援貸付事業として資金の貸付を行う事業に該当するものを選択して、そのまま転記してください。
- ・ 本項目に記載する事業の種別は、当該地域再生計画の趣旨と一致するもののみ選択できることに留意してください（主に4－3の記載内容から判断いたします。）。

(4) 地域再生支援利子補給金の受給が見込まれる金融機関

地域再生法施行規則第5条に規定する金融機関に該当するもののうち、次の金融機関

- ・ 株式会社〇〇銀行
- ・ 〇〇信用金庫
- ・ 〇〇信用組合
- ・ 〇〇農業協同組合
- ・ 〇〇漁業協同組合

- ・ 利子補給金の活用可能性のある金融機関について、前広に記載してください。支店のあ

る金融機関、幅広い業態の金融機関での活用が可能となるよう、内閣府地方創生推進事務局利子補給担当までご相談ください。

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

- ・ 利子補給金の支給を受けて実施される事業において、創出される雇用機会や投資誘発等について、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。
 ※「経済的社会的効果」としては、雇用機会の創出、経済活動の活性化、創業の促進、地域のコミュニティの強化（地域住民の社会参加意識の向上等）、民間のノウハウによる事業の効率化等が考えられます。
- ・ 本項目で記載する「経済的社会的効果等」については、本事業の実施（地域再生支援利子補給金の活用）によって現実的に生じると見込まれるものであって、4-3で設定した数値目標の達成に直接的または間接的に寄与するものとしてください。

記載イメージ

地域再生支援利子補給金の活用事業数を○件と想定し、以下の経済的社会的効果等の発生を見込むものである。

- 利子補給対象事業の実施に伴う新規雇用者数 年間○人
 ※ 【積算根拠を記載】
- 利子補給対象事業により新たに立地される工場件数 年間○件
 ※ 【積算根拠を記載】
- 利子補給対象事業の実施に伴う製造業付加価値額の増加額 年間○円
 ※ 【積算根拠を記載】

5-3 その他の事業

- ・ 地域再生を図る事業として行う事業のうち、「5-2第5章の特別の措置を適用して行う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。
- ・ 記載の対象となる事業は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法（平成17年法律第24号）第5章に掲げる特別の措置を除く施策及び「2 地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ ●●● (○○省) : 【B○○】

- ・ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置（地域再生基本方針4の5）に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置）を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル（各論）において、支援措置番号が【B○○】又は【C○○】であるものが該当します。
- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- ・ 実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が2つ以上ある場合はそれぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。
- ・ 事業実施主体には、本計画の作成主体が含まれている必要があります。
- ・ 該当する取組がない場合は、「該当なし」と記載してください。

○ ○○事業

① 事業概要

○○

② 事業実施主体

○○県○○市

③ 事業実施期間

○年○月○日から○年○月○日まで

6 計画期間

- ・ 地域再生計画に掲げる計画期間は、利子補給金の支給期間（最初に貸付けを行った日から5年間）を含めた期間とする必要があります。したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間は、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

例：令和8年度から令和12年度までの5年間を利子補給対象融資の新規実行可能期間として設定する場合

⇒ 令和17年度までの10年間を計画期間として設定する（利子補給対象融資の新規実行可能期間の末日に実行した融資についても、利子補給金の支給期間（5年間）を含めて計画期間内とする必要があるため）。

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

（地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から○年○月○日【計画期間終了日から5年前の日を記載】までとする。）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

- ・ 「4-3目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
- ・ 評価を行う主体を明確にして記載してください。

4-3に掲げる数値目標の達成状況を確認するため、本市が毎年度○月頃に各指標の集計を行うとともに、○○○○○にて検証を行い、その達成状況进行评估し、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ・ 以下のとおりの記載としてください。

4-3に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

- ・ 地方公共団体のHP等第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください。

目標の達成状況については、検証後速やかに○○○○○で公表する。